

適正処理困難物の公表について

乙訓環境衛生組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成23年条例第7号）第12条の規定に基づき、適正処理困難物を別添のとおり指定したので、同条第2項の規定により公表する。

当該指定は、平成24年4月1日より適用する。

平成24年3月26日

乙訓環境衛生組合
管理者 江下 傳明

管理者が指定する適正処理困難物

組合処理施設で処理が困難な物で、処理の方法が確立している物のみを指定しています。

適正処理困難物	内容等	適正な処理が困難な理由	処理方法
バッテリー	自転車用含む	破砕機に支障を及ぼすおそれがあるため	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造メーカー、販売業者、購入店にご相談下さい。
オートバイ	原動機付き自転車含む		
F R P 船			
消火器			
タイヤ			
ガスボンベ		爆発するおそれがあるため	
その他	各処理施設に支障を及ぼすおそれのある廃棄物		
関係市町が収集をしていない物	関係市町作成のごみ減量のしおり等をご参照下さい。		

※ 上記の表で指定していない物でも、組合処理施設の設備及び技術に照らし、処理が困難と判断される廃棄物については、受入れを拒否する場合があります。